

意見書案第 4 号

高浜原発 3・4号機の再稼働に反対する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 19 日提出

提 出 者				
向日市議会議員	北 林	重 男		
	杉 谷	伸 夫		
賛 成 者				
向日市議会議員	丹 野	直 次		
	飛鳥井	佳 子		

高浜原発3・4号機の再稼働に反対する意見書

国と関西電力は、京都府に隣接する福井県の高浜原発3・4号機の再稼働を強行しようとしている。高浜3・4号機では、通常より危険なプルサーマル発電で予定されている。また大飯原発3・4号機の新規制基準適合性審査も開始されている。そして関電は、危険な稼働40年を超える高浜1・2号機も再稼働しようと、特別点検を開始している。

しかし、福島原発事故の収束も、事故原因の究明もできず、いまだに事故のために福島内外から十数万人の方々が避難を強いられ、帰還の目途もまったくたたないというのに、新たに原発を再稼働することは許されないと考える。そして、これは福島原発事故以降、一貫して変わらぬ世論である。

国は、「原子力規制委員会が安全と判断した原発から順次再稼働する」というが、原子力規制委員会は、「規制基準に適合してるか否か」を審査するのであって、「原発の安全性を保証するものではない」と明言している。従って、原発事故は起こりうるが大前提とされ、その際30キロ圏内の自治体に住民避難計画の策定が義務づけられているが、未だ実効性ある避難計画はほとんど策定されておらず、しかも原子力規制委員会の審査の対象とさえされていない。最も大切な住民の命と安全が、果たして事故発生時に確保されるか否かは、まったく審査・評価されていないのである。

高浜原発など福井の原発で大事故が起きれば、京都府は広範囲に汚染される危険性が非常に高いことが、放射能汚染予測でも明らかになっている。しかし原発に隣接する京都府や舞鶴市ほかの自治体は、原発立地でないという理由で、関電は、再稼働の同意権を含む立地自治体並みの安全協定を結ぼうとしていない。他方、原発から30キロ圏を含む京都府内の自治体は、避難計画策定を義務づけられているが、実効性ある避難計画など策定しようもないのである。

非常に危険な高浜原発3・4号機をはじめとする福井県・若狭地方の原発再稼働は絶対に許せないという向日市議会の意思を示し、ここに以下の事項を国に対し、強く求める。

記

1. 高浜原発3・4号機の再稼働を認めないこと。
2. 京都府および舞鶴市など、近隣自治体が原発再稼働の同意権を持つことを認めるよう、法的措置を早急にとること。

3. 関西電力・政府・原子力規制委員会 3 者の責任で、原発から 30 キロ圏内の住民に対し、安全性重視を前提に率直な意見を聞く、改善のための説明会を開催すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 19 日

京都府向日市議会